

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

年金制度における少子化への対応に関する研究

平成 15 年度 総括研究報告書

主任研究者 神代和俊

平成 16 (2004) 年 3 月

平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業

「年金制度における少子化への対応に関する研究」

研究報告書

主任研究者 放送大学教養学部教授 神代和俊
研究分担者 千葉大学法経学部教授 手塚和彰
同 上智大学法学部教授 堀 勝洋
同 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授 山崎泰彦
同 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析部長 松本勝明

わが国の公的年金制度の持続可能性は、将来の適度の経済成長の持続と出生率のわずかながらの回復とにかかっている。2004年の年金改正をめぐる論議の中で、この点はますます重要な政策課題となった。本研究では、このうち、有効な家族政策・少子化対策によって出生率の回復を図るにはどうしたらよいかを、経済学、社会保障論、社会福祉学の観点から検討する。本研究は3年間にわたる研究であり、本年度は上記5名が四つの研究チームを作り、次のような分担によって作業を行った。

I. 神代和俊チーム

テーマ:「少子化と育児支援などの家族政策に関する内外における経済学分野の先行研究の蒐集と分析」わが国と先進諸国における育児支援・ファミリーフレンドリー政策等の実態、その出生率回復効果、問題点を比較検討することによって、わが国の家族政策にどの程度まで役立つかを吟味する。あわせて、近年出生率回復の目立つフランスの年金制度と家族政策の実態調査をおこなう。

研究分担:

- I-1 フランスの年金制度と少子化対策 神代和俊 (放送大学教養学部教授)
- I-2 育児支援政策に関するサーベイ 大矢奈美 (旭川大学経済学部助教授)
- I-3 少子化対策とファミリーフレンドリー施策
～研究動向のフォローと問題点の析出～ 岡田真理子 (立教大学経済学部助手)
- I-4 少子化と家族形成
～日本の結婚と出産についての実証研究と出生率の国際比較～

四方理人 (慶応大学大学院経済学研究科)

I-5 補論：自治体のひとり親政策～シングルマザーの就労支援策を中心に

田宮遊子（お茶の水女子大学大学院人文科学研究科）

II. 手塚和彰チーム

テーマ：ドイツの家族政策と年金制度における子育て支援施策の研究

研究分担：

II-1 ドイツの家族政策～出生率の減少と高齢社会化に対する施策～

バイエルン州の事例を中心として 手塚和彰（千葉大学経学部教授）

II-2 年金制度における少子化への対応に関する研究 松本勝明（国立社会保障・人

口問題研究所社会保障応用分析部長）

III. 堀勝洋チーム

テーマ：育児に対する経済的支援の在り方に関する研究。平成 15 年度は育児に関する既存の意識調査のサーベイ、および 16 年度実施予定の育児に対する経済的支援に関する意識調査の調査票を作成する。また、17 年度に予定している育児に対する経済的支援の在り方に関する既存研究のサーベイを行う。

研究分担：

III-1 研究概要 堀勝洋（上智大学法学部教授）

III-2 育児に対する経済的支援に関する意識調査のサーベイ結果（同上）

III-3 育児に対する経済的支援に関する調査（調査票）（同上）

III-4 育児に対する経済的支援に関する文献のサーベイ結果

VI. 山崎泰彦チーム

テーマ：次世代育成支援施策と近年の児童手当制度改正

研究分担：

VI-1 はしがき

VI-2 「次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告」をめぐって

伊原和人（厚生労働省社会保障担当三時間室企画官）

福田素生（岩手県立大学大学院社会福祉学研究科教授）

池本美香（日本総合研究所調査部主任研究員）

大石亜希子（国立社会保障・人口問題研究所社会保障理論研究第2室長）

島崎謙治（国立社会保障・人口問題研究所副所長）

下夷美幸（法政大学社会学部助教授）

新保幸男（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部助教授）

山崎泰彦（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授）

VI-3 平成3年・平成6年児童手当法改正をめぐって

高尾佳巳（医療法人溪仁会副理事長）

河 幹夫（内閣府国民生活担当審議官）

林 重夫（厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長）

下夷美幸（法政大学社会学部助教授）

長沼建一郎（日本福祉大学社会福祉学部助教授）

新保幸男（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部助教授）

VI-4 平成12年児童手当法改正をめぐって

香取照幸（厚生労働省老健局振興課長）

下夷美幸（法政大学社会学部助教授）

新保幸男（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部助教授）

山崎泰彦（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授）

I. 少子化対策・育児支援などの家族政策の有効性に関する先行研究の蒐集と分析

研究分担者 神代和俊（放送大学教養学部教授）

研究協力者 大矢奈美（旭川大学経済学部助教授）

同 岡田真理子（立教大学経済学部助手）

同 四方理人（慶応大学大学院経済学研究科）

研究趣旨

2004年の年金改革法案の策定に当っては、少子高齢化の一層の進展と未曾有の長期経済低迷、国民年金納付率の急低下などを背景として、前回以上に「公的年金の破綻」「基礎年金の税方式化」「年金債務償還に必要性」などの議論が盛んになり、そうした価値判断に基づく「抜本改革案」が数多く提唱され、それらがマスコミ報道を通じて年金に対する不信を一層増長させる現象が目立った。他方、社会保障審議会年金部会の審議を経て策定された改革案は、人口要素に関しては合計特殊出生率が1.39（中位推計）まで回復すること、また経済要素に関しては実質賃金上昇率が1.1%（2003年は0.3%、2004～08年は0.8%、2009年以降は1.1%）、実質（対賃金）運用利回りが1.1%（2003年は0.8%、2004～08年は0.3%、2009年以降は1.1%）に上がることなどを重要な基礎前提としている。基礎年金の国庫負担を2分の1に引上げる財源の手当をめぐる論争が03年11月の総選挙を契機として注目を集めたことも、年金改革の見通しに対する不安を助長した。

こうしたなかで、公的年金制度の持続可能性に関する国民の信頼を回復させるためには、賦課方式に関する基本的な理解を深めると同時に、出生率の回復に向けた有効な政策の推進が強く望まれる。前者に関しては、近年、ようやく権丈善一（2003a）、神代和俊（2004）などが世代間扶養と世代間公平の両立を図る観点から「年金債務償還論」を批判しているが、後者に関しては阿藤誠（1997a）（1997b）、津谷典子（1999）など人口学者の研究によって、晩婚化に伴う出産時期の遅れが最大の要因であること、その背後には女性の結婚・育児の機会費用の増大があることがほぼ明確になっている。その観点から、権丈英子（2003）のような本格的な国際比較研究もある。しかし、提唱されている少子化対策の「有効性」に関しては、まだ未解明の点が少なくない。本研究は、この点を内外の最近の先行研究をできるだけ詳細に検討することによって、有効な少子化対策の策定・推進に資することを目的としている。

（参考文献）

- 阿藤誠 (1997a) 「日本の超少産現象と価値観変動仮説」『人口問題研究』53-1 : 3~20.
- 同 (1997b) 「「少子化」に関するわが国の研究動向と政策的研究課題」『人口問題研究』53-4 : 1~14.
- 神代和俊 (2004) 「給付と負担 : 世代間扶養と世代間公平の争点」『年金と経済』22-5 : 5~12.
- 権丈英子 (2003) 「少子化現象と家族政策の有効性~家計パネルデータによるイギリス、オランダ、ドイツ、スウェーデンの学歴別出産タイミングの分析」『三田商学研究』46-3、2003年8月 : 127~147.
- 権丈善一 (2003) 「年金改革論議の政治経済学~厚生労働省『年金改革の骨格に関する方向性と論点』を読んで」『三田商学研究』46-1、2003年4月 : 93~164.
- 津谷典子 (1999) 「出生率低下と子育て支援政策」『季刊・社会保障研究』34-4、1999春 : 348~360.

概要

本年度は、この分野における内外の先行研究のサーベイに重点を置いた。そのため、研究会メンバーによって本報告書の冒頭に記したように分野別の分担を行って研究を進めると同時に、以下の方々からの報告を受け、討議を行った。

嵩 さやか (東北大学法学部助教授) 「フランスの年金制度~1990年代以降の動き~」

葉山 晃 (福井県立大学教授) 「フランスの年金制度~カードルの補足年金制度を中心として~」

田宮遊子 (お茶の水女子大学人間文化科学研究科) 「自治体のひとり親政策~シングルマザーの就労支援策を中心に~」

藤原千沙 (岩手大学人文社会学部助教授) 「ひとり親家族の現状と社会政策~少子化対策の視点から~」

主な論点

神代 (I-1) は、家族政策でもっとも成功していると評価されているスウェーデンよりもフランスの方が近年出生率の回復が大きいことに注目し、その原因をフランスの現地調査で確かめようとしている。また、フランスの補足的年金制度、上乘せ企業年金制度を含む全体の所得代替率をマクロデータベースで捉えようと計画している (現地調査は2004

年3月13～23日に実施)。

大矢 (I-2) は、主に経済学・人口学分野の内外の主要な9点の文献をサーベイし、保育施設の拡充、出産・育児休暇制度の充実、家族支援の現物給付、児童手当、家族手当、税制上の優遇措置(保育サービス費用の所得税還付)などの効果に関する数量的な実証研究の成果をまとめている。ある程度の効果はあるという研究が多いが、「積極的な支援策の実施が直ちに高い出生率につながるとは一概には言えない」というのが現在までの研究の到達点のようである。また、各国の置かれた歴史的・社会経済的条件の違いによって、例えば、フランス、デンマークなどの高賃金国では、育児サービスと出産休暇制度の充実を中心とする子育て支援政策が出生率の回復に役立つが、スウェーデンなど北欧諸国では男女雇用平等が徹底していて、女性の稼働能力が高いため、親休暇(育児休暇)の充実に重点を置く政策の効果がある。わが国に関しては、どのような政策が適切なのか、まだ十分な研究が見当たらないようである。各国の出生率の時系列的な変動と景気との関係などもまだ解明されていない。

岡田 (I-3) は、わが国企業におけるファミリーフレンドリー政策の遅れを反映して、研究もごく限られており、しかもそれらが人事・労務管理論の領域にとどまりがちであり、人口論・少子化対策との関連を視野に入れていないこと、逆に、人口学者の研究は企業の人事・労務施策との関連を意識していないために、隣接分野の間の連携が取れていないと、指摘している。

四方 (I-4) は、晩婚化、非婚化が少子化を引き起こすことに関して、これまでの経済学的な研究をフォローしている。女性の賃金水準の上昇は、結婚・育児に伴う所得消失(結婚・育児の機会費用)を大きくする。高学歴女性ほどのその傾向が強い。結婚後の就業継続も同じ理由から出産を遅らせる。わが国では、とくにその傾向が強い。しかし、国際的に見ると、必ずしもそうではない。学歴水準の上昇と結婚との関係は、各国の家族システムの影響を受ける。スウェーデン、西ドイツ、ハンガリー、アメリカでは在学期間の伸びが結婚を遅らせるが、高学歴者も卒業すると結婚率は低学歴者見に追いつく。しかし、フランス、オランダなど比較的伝統的な家族システムが残っている国では、学歴水準の上昇が結婚の遅れに結びつく。とくに、イタリアではその傾向が強い。さらに、時系列的にも変化が見られる。1980年には女性の教育水準の高い国ほど出生率が低かったが、99年には逆に女性の教育水準が高い国ほど出生率が高くなっている。女性の就業率に関しても同じように就業率の高い国の方が近年は出生率が高くなっている。これらの事実は、女性の

経済的地位が高い国ほど、女性が仕事と出産・育児を両立させやすい政策が採られているからと評価されている。さらに離婚率、婚外出生率についても、最近では率の高い国ほど出生率が高くなっている。日本のように婚外出生や離婚の相対的に少ない国では、結婚のリスクがますます晩婚化と出生率の低下を促進している。わが国でも、女性の社会的地位の向上に合わせて、多様な家族形態を認めていく必要がある。

I-1 フランスの年金制度と少子化対策

分担研究者 神代和俊

少子化対策の国際比較に関する最近の最も優れた研究は権丈英子（2003）である。この論稿はスウェーデン、イギリス、ドイツ、オランダのパネルデータを用いて家族政策の国際比較を行っている。しかし、この研究にはパネルデータの入手の関係からか、フランスは含まれていない。ところが、これら諸国の合計特殊出生率の推移を見ると（第1表、第1図）、1980年代後半以降、フランスは安定してわが国よりも高い合計特殊出生率を維持しているだけでなく、90年代後半以降は変動の激しいスウェーデンよりも高く、しかも1993、94年の1.65を最低として2001年には1.90にまで緩やかな上昇傾向を示している。これがいかなる理由によるのかを、年金専門家のヒヤリングを通じて探るのがこの研究の目的である。

第1表 主要国の合計特殊出生率の推移

第1図 日仏スウェーデンの合計特殊出生率の推移

フランスの年金制度の近況に関しては、ARRCO, *Supplementary pension schemes for workers in France* によって、その概要をつかむことができる。本研究会における葉山 滉（2003）、嵩 さやか（2003）の報告も参考になる。これらに基づいて、フランスの社会階層別の代表的な老後所得保障の実態を把握するために、2004年3月13日～23日、ARRCO, AGIRC, OECDにおいてヒヤリング調査を実施した。その調査票は、第2、3表のとおりである。

第2表 Questions on Old Age Pension and Incomes in France, A: For Retired Person.

第3表 B: For Actively Employed Person

参考文献

ARRCO, *Supplementary pension schemes for workers in France, English Version.*

阿藤誠「日本の超少産化現象と価値観変動仮説」『人口問題研究』53-1、1997年3月、pp.3~20.

阿藤誠「『少子化』に関するわが国の研究動向と政策的研究課題」『人口問題研究』53-4、1997年12月、pp.1~14.

嵩 さやか「フランスの年金制度～1990年代の動き～」2003年9月19日。

葉山 晃「フランスの年金制度」千葉大学『経済研究』18-3、2003年12月、pp.1~21.

権丈英子「少子化現象と家族政策の有効性—家計パネルデータによるイギリス、オランダ、ドイツ、スウェーデンの学歴別出産タイミングの分析—」慶應義塾大学商学会『三田商学研究』46-3、2003年8月、pp.127~147.

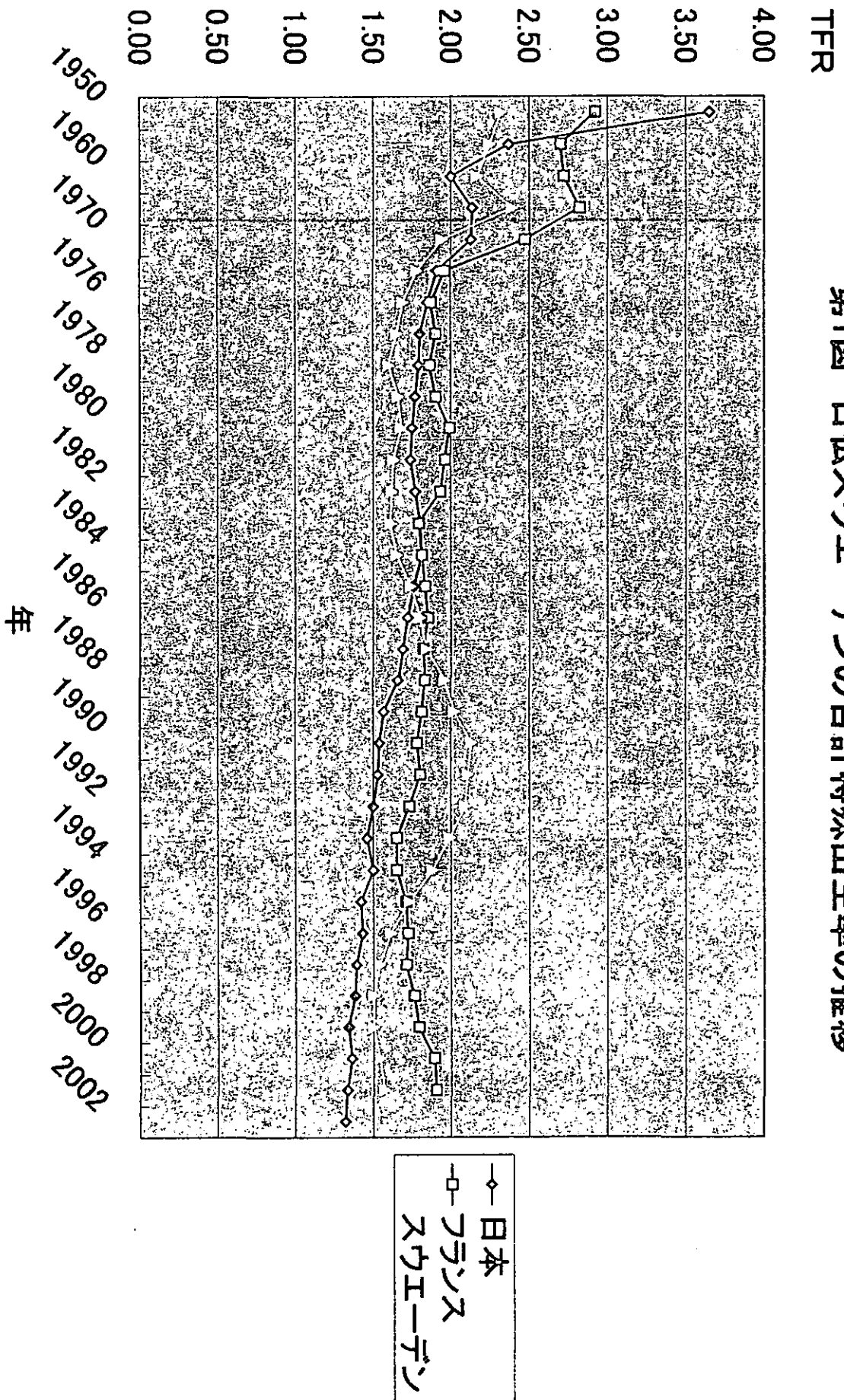
津谷典子「出生率低下と子育て支援政策」『季刊・社会保障研究』34-4、1999年春、pp.348~360。

第1表 主要国の合計特殊出生率の推移

年	日本	フランス	スウェーデン	オランダ	イギリス	ドイツ
1950	3.65	2.92	2.32	3.10	2.19	
1955	2.37	2.70	2.25	3.05	2.16	
1960	2.00	2.72	2.17	3.11	2.57	2.37
1965	2.14	2.82	2.39	3.03	2.86	2.50
1970	2.13	2.47	1.94	2.58	2.43	2.03
1975	1.91	1.96	1.78	1.67	1.81	
1976	1.85	1.87	1.69	1.64	1.75	
1977	1.80	1.90	1.65	1.59	1.69	
1978	1.79	1.86	1.60	1.57	1.75	
1979	1.77	1.90	1.66	1.60	1.86	
1980	1.75	1.99	1.68	1.56	1.90	1.53
1981	1.74	1.96	1.63	1.50	1.81	1.51
1982	1.77	1.93	1.62	1.48	1.78	1.43
1983	1.80	1.79	1.61	1.49	1.77	1.39
1984	1.81	1.81	1.65	1.51	1.77	1.37
1985	1.76	1.83	1.74	1.55	1.80	1.41
1986	1.72	1.85	1.80	1.56	1.78	1.43
1987	1.69	1.82	1.84	1.55	1.82	1.46
1988	1.66	1.83	1.96	1.56	1.84	1.42
1989	1.57	1.81	2.02	1.55	1.81	1.45
1990	1.54	1.78	2.13	1.56	1.85	1.45
1991	1.53	1.80	2.11	1.62	1.83	1.33
1992	1.50	1.73	2.09	1.62	1.81	1.30
1993	1.46	1.65	1.99	1.60	1.77	1.28
1994	1.50	1.65	1.88	1.58	1.75	1.24
1995	1.42	1.71	1.73	1.58	1.71	1.25
1996	1.43	1.72	1.61	1.54	1.73	1.31
1997	1.39	1.71	1.54	1.54	1.72	1.37
1998	1.38	1.76	1.50	1.56	1.71	1.36
1999	1.34	1.79	1.50	1.64	1.68	1.36
2000	1.36	1.89	1.54	1.65	1.65	1.36
2001	1.33	1.90	1.57	1.72	1.63	1.29
2002	1.32			1.69		

資料: http://www1ipss.go.jp/seisaku/html/211_1.htm

第1図 日仏スウェーデンの合計特殊出生率の推移



Questions on Old Age Pension and Retirement Incomes in France

March, 2004

Emeritus Professor, Yokohama National University

Kazutoshi Koshiro

Item	A	For Retired Person
1	Residence (city or town)	
2	Age	
3	Sex	
4	Marital Status	Married Not married Divorced Bereaved
5	Number of children	
6	Occupation before retirement	occupational status(cadre,ouvrier, etc.) name of company, civil service, etc.
7	Annual earnings before retirement	Before tax After tax and social security contributions
8	Pension benefits	
	Statutory basic pension	
	Complementary occupational pension (regime complementaire)	Name of the scheme ARRCO AGIRC Others
	Supplementary corporate pension(surcomplementaire)	Name of the scheme
9	Other incomes	Annual amount
10	Total	Annual amount
11	Social activities after retirement	Annual amount
12	Health conditions after retirement	Annual amount

Note: Information on educational backgrounds are highly welcome.

Item	B For Actively Employed Person			
1	Residence (city or town)			
2	Age			
3	Sex			
4	Marital Status	Married	Not married	Divorced Bereaved
5	Number of children			
6	Occupation			
7	Earnings			
	Wages	/week		
	Salary	/month		
		/year		
	Annual earnings			
8	Social Security Benefits	Child allowance	/ month	/year Others
9	Expected Pension Benefits after Retirement			
	Statutory basic pension			
	Complementary occupational pension (regime complementaire)	Name of the scheme		Annual amount
		ARRCO		
		AGIRC		
		Others		
	Supplementary corporate pension (surcomplementaire)	Name of the scheme		Annual amount
	and/or Additional corporate pension			
10	other incomes			Annual amount
11	Expected social activities after retirement			
12	Health conditions			

Note: Information on educational backgrounds are highly welcome.

I-2 育児支援政策に関するサーベイ

大矢奈美

ここでは、育児支援政策が出生率にもたらす効果についての実証研究を中心に、先行研究を概観する。また、次年度以降の課題を提起する。

1. 育児支援・出生促進政策に関する議論

日本においても合計特殊出生率の急激な低下が問題になっているが、欧州各国では1930年代以来出生率が低下し、これまでいくつかの出生促進政策がとられてきた。近年では女性の就業率が上昇していることから、主に「子育てと仕事の両立」に対する支援、「子育て費用の軽減」の二つに分類されるような政策がとられている。

「子育てと仕事の両立」については、保育施設など育児サービスの拡充、出産・育児休暇の充実などが挙げられる。もともとはgender equityや労働力不足を解決するための政策だったものだが、現在ではより出生率維持、向上のための手段としての意味合いが強まってきた。一方、「子育て費用の軽減」は、児童手当や税控除などを通じた育児費用の支援である。こちらも本来は子供のいる家庭への防貧対策といった社会政策的なものだった。しかし、女性の就業率ならびに賃金率が上昇するなか、出産のための就業中断による機会費用が増加し、これが出産をためらう原因の一つとなっていることから、出産・育児費用の軽減が出生率上昇に有効と考えられている。

このうち、どちらの政策がより出生促進に効果的なのか、あるいは現金支給による支援と現物による支援のどちらが有効かといったことが問題となるだろう。先行研究の結果を見る限り、国により、あるいは時期により、また計測方法によって、それらの出生率に与える影響力は様々である。しかし、仮に影響力に有意性が見られた場合でも、いずれもあまり大きな影響力を持っていないという点は共通している。小島(1994)は、1987~1994年の間におこなわれた先進諸国における育児支援政策と出生率の変動に関する研究を整理している。小島は、1987年以前のものに比べて、各種政策が出生率上昇に効果があるという研究が多くなったものの、それぞれの効果は小さいと述べている。

以下では、1)最近の日本における実証研究と、2)諸外国に関する実証研究を紹介した後、3)先進諸国との比較の中から日本の育児支援政策の位置づけを考える。

2. 日本における実証研究

日本では婚外子が少ないといわれているため、出産は既婚者によることが前提とされている。近年の晩婚化がもたらした影響など、出生率は結婚の意思決定とあわせて議論されることが多い。また女性の就業率が上昇し、結婚あるいは出産後も就業継続を希望する女性が増えていることから、就業継続と出産・育児をあわせた分析も多く見られる。

高山ら(2000)は、結婚の費用を晩婚化の経済要因としてとらえ、結婚の決定要因を分

析した上で、出生率の経済的要因を実証分析した。(別添資料1) 使用されたデータは、「国民生活基礎調査」「出生動向基本調査」などで、各都道府県の10年分のデータをプールしたものである。分析の結果、女性が親との同居をやめることの費用¹が結婚に影響し結婚のタイミングを遅らせていることが明らかになった。出生率については、男性賃金が有意に正の影響を与え、女性賃金は有意に負の影響を与えること、10%の有意水準ではあるが保育所定員数も正の影響をもつことなどが確かめられた。この結果から導き出されることは、出産に関する機会費用が増加すると出生率が低下するということである。つまり、直接的には育児休業期間中の所得補償や児童手当の給付などが、出生率を上昇させるだろう。あわせて結婚に関する結果を見れば、児童手当は男性所得の増加となることを通じて結婚の機会費用を低下させ、間接的にも出生率を上昇させる効果を持つことが示唆される。

高山らの研究でも確かめられた育児施設の出生率に対する効果をさらに詳しく分析したものに、滋野・大日(2001)がある。滋野らは、企業の福利厚生ならびに公的育児支援が結婚・出産に正の影響を与えているのではないかという問題意識に基づいて、出産確率を分析している。(別添資料2) このうち出産に関する分析では、第1子と第2子の出産関数を別々に推定し、保育所サービスの拡充が第1子の出産を促進することが確認された。一方、育児休業制度を含む企業内福利厚生については、出産の意思決定に明確な影響力を見出すことはできない。また、結婚年齢は有意に負の効果を持っており、晩婚化が出生率を引き下げていることが、ここでも確かめられた。しかし、第2子の出産意思決定については保育所サービスの拡充は効果をもたず、出産・育児の機会費用は小さいという結果になっている。

この分析では、企業における福利厚生が有意な影響力を持たないという結果になったが、他の研究においては育児休業が出産に対しプラスの影響を与えるとするものもある²。滋野・松浦(2003)では、家計経済研究所の「消費生活実態調査」(1993-1997年)を用いて1993年時点で24~34歳だった女性を対象に分析し、育児休業制度が出産確率を高めることを確かめた。(別添資料3) 日本では婚外子が少ないこと、結婚と同時に離職する女性も多いことから、まず結婚と就業選択のBivariate Probit分析をおこない、それを用いてサンプルセレクション・バイアスを取り除いた上で、第1子出産関数で育児休業制度の効果を計算している。その結果、育児休業制度は雇用者の第1子出産確率に有意に正の影響を持ち、制度がない場合に比べて17.5~21.3%ポイント、出産確率を押し上げることが確認された。

理想子供数は20年前から変わらないのに実際に出産される子供の数が少ないのは、女性の就業が増加するなどの社会的な変化に制度や政策が十分対応していない可能性がある

¹ 親と同居している時の生活水準と結婚後の生活水準の差を、結婚による機会費用と考えている。ここでは父親の所得が代理変数として使用された。

² 小川・金子・森田(1996)、駿河・西本(2002)など。

の指摘もある。50歳未満の女性を対象になされた「女性が乳幼児や児童を育てながら働く場合、国や企業はどれに力を入れるべきか」という質問には、「子供が病気の際の休暇制度」、「長時間保育の充実」などの回答が多い³。制度として整備されているはずの育児休業制度についても、滋野・松浦（2003）も述べているようにその利用は2割に満たず、認知度も低いものと考えられる。だからといって育児休業制度の徹底などをおこなって企業に経済的な負担を求めれば、女性の雇用が阻害される可能性も高まる。育児休業代替要員等確保助成金や、保育所の拡充といった公的な育児支援の拡充が重要になってくるだろう。

3. 諸外国に関する研究

日本では外部保育サービスを利用しても、その支出は所得税還付の対象にならないため、税制を通じた所得補填などの影響を分析した研究は見られないが、アメリカなどでは育児コストの与える影響とともに、税額控除制度が出生率に与える影響を分析した研究がある。

Blau and Robins（1989）では、就業継続状態での出産遷移確率と、非就業継続状態での出産遷移確率のそれぞれを被説明変数にしたハザード分析により、潜在的保育費控除と実際にかかる育児費用、すなわち育児の直接費用の出産に与える影響力が推定された。（別添資料4）使用されたデータは、1980年にアメリカで実施されたEOPP調査の個票である。これによると、就業状態で子供を出産し就業を継続しているケースについては、育児コストが出産にマイナスの影響を及ぼすことはないが、非就業状態で出産し就業しないケースについては、より高い育児コストが出産確率を引き下げることがわかった。また潜在的保育費控除も、就業している女性の出産に対して有意ではないがプラスの効果を持っており、さらに離職を有意に引き下げる効果がある。アメリカでは育児サービスは公的におこなわれるものではなく、主に市場を通じて提供されるものという考え方が主流である。よって、就業している母親が育児を外部に委託する場合、市場で育児サービスを購入しなければならないことになり、コストがかさむ。このため就業を中断して家庭内で育児をおこなう可能性がある。つまり潜在的育児費控除は、育児コストの負担を軽減させていると考えられる。1)就業しているグループにとって育児費用の存在は出産する確率とは直接には無関係だが、就業していないグループにとっては育児にかかわる直接費用の負担が高ければ高いほど出産する確率が低下する、2)潜在的保育費控除は育児コストの軽減をもたらし、女性の就業継続を促す。以上の結果から、育児コストを軽減するような政策をとることが、出産確率を高めるのではないかという結論が導き出されている。

税控除の効果については、Whittington（1992）でも詳しく分析されている。（別添資料5）Whittingtonは、1979年から1983年のPSID個票データ⁴を用いたロジット分析の結果、短期の出産決定には控除額の変更が影響するとした。つまり、所得税控除額の拡大が育児

³ 津谷（1999）、357ページ、表13

⁴ 説明変数に最大3年のラグ付変数を使った推定もあるので、実際には1975年から1981年のデータが使用されている。

コスト負担を軽減し、出産のタイミングを早めて子供数を増加させることにつながると述べている。ここで問題にされたのは、控除額が大きい世帯と控除額が小さい世帯のどちらが出産確率が高いのかというような比較ではなく、控除額が拡大すると出産確率が高まるという点である。特に、扶養家族控除は1%の有意水準で出産確率に正の効果を持ち、保育費控除も10%の有意水準ながら正の効果を持つことが確かめられた。また、説明変数に1年前の控除額を用いたモデルでは、出産・育児の機会費用となる女性の推定市場賃金にも、出産に対するマイナスの効果が見られた。これらのことから、各世帯では出産・育児に関するコストや育児サービス価格の変動を考慮しながら出産を決定しているのではないかと考えることができる。よって、直接費用を軽減するような政策も出生率拡大には有効だと思われるが、しかしながら、いずれの効果も決して大きくはない。

所得税控除と並ぶ育児の直接コストの軽減策として、家族手当の給付がある。Gauthier and Hatzius (1997) は、1970-1990年のOECD22ヶ国のプールデータを使ってクロスセクション分析をおこない、合計特殊出生率の対数値に対して家族手当が正の影響を与えることを確かめた⁵。ただしその効果は非常に小さいもので、たとえば家族手当を25%増加させたとしても、短期の期間出生率を0.56%、長期には4.24%上昇させるだけである。女性一人あたりの子供数になおせば、短期で0.01人の増加、長期で0.07人の増加でしかない。説明変数としては、育児休暇期間の長さや育児休業中の所得補償などが用いられているが、これらのいずれも有意な影響力は認められなかった。

4. 日本と他の先進諸国の育児支援比較

日本における研究によって、育児休業制度および育児施設の拡充といったものが、出生率を上昇させるのではないかということが示唆されている。ただし、その効果は大きくはない。また現状の合計出生率の低さを解消するためには、それ以外の政策の導入も視野に入れる必要があるだろう。

具体的にどのような政策を導入すべきかを検討する際には、先進諸国の育児支援政策と出生率の関係を参考にすることも、一つの有効な手段となる。

勝又(2003)は、家族政策支出の国際比較から現金支給・現物支給の組み合わせによる分類をおこない、低出生率国に共通する問題を指摘している。(別添資料7) 日本を含めた低出生率国は、全体的に社会保障費のGDP比率が低く、同時に家族支援支出のGDP比率も低いのが大きな特徴である。家族支援支出の比率が低い理由として、子供の数が少ないから支出が少ないのだという説もある。しかし勝又は、過去に家族支援支出を増加させた国々、たとえばデンマークやフランスで出生率が変動していることを見れば、ある程度大規模な支援の展開が出生率回復に効果的なのではないかと述べている。また、デンマークやスウェーデン、フィンランドという出生率の高い国々では、全体的に家族支援支出の

⁵ このほか児童手当水準と出産確率の効果を分析したものに、イギリスを対象としたBarmby and Cigno(1990)などがある。

GDP 比が高いが、現金給付が 1990 年代前半までに拡大から縮小の方向へと動いた代わりに、現物給付を増やしていく傾向があることを示している。この動きは、近年出生率の回復が見られたフランスにおいても同様であることがわかった。この分析からは、現物給付による大規模な育児支援政策の展開が出生率の回復をもたらすのではないかと期待される。しかし、一部を見てすぐに真似をすれば良いものではないとするのが、福田 (2002) (2003) である。

福田 (2003) は、EU 諸国と日本の子育て支援政策のパターン類型を試みている。出産休暇および育児休暇の期間と所得補償・育児サービス・児童手当などを含めた所得低下率など、9つの変数を用いたウォード法によるクラスター分析で、各国を4つのパターンに類型化した。この結果、日本はイタリア、スペイン、ギリシャなどの国々とともに、子育て支援に消極的なパターンに分類された。この子育て支援政策によるクラスターと出生率の関係を観察すると、一見整合性があるように見えるが、実は必ずしもそうではない。たとえば、ベルギーとフランスは同じクラスターに属しており政策に類似点が認められるものの、出生率は 1.66 と 1.89 で差が認められる。反対に政策的には異質性が高い国同士ながら、出生率が非常に近い値になっているという例もある。つまり、政府の政策の出生促進効果をはっきりと証明することができない。したがって「積極的な支援策の実施が直ちに高い出生率につながるとは一概には言えない」⁶ということになる。

福田 (2002) では、同様に EU と日本の出産休暇・育児休暇・育児サービスの子育て支援策について比較をおこない、Qualitative Comparative Analysis で、子育て支援策の出生率への影響が検討されている。これまでの子育て支援研究が Variable-oriented な計量分析であることから、その他の条件のコントロールがなされた場合の政策効果しか見出せないのに対し、QCA は他の変数の布置パターンと関連付けながら独立変数と従属変数の共変関係を分析する。つまり、国ごとに様々に条件が異なる中で、どのような社会経済条件がそろったときに出生率が上昇するのを見たものである。その結果、フランス・デンマークなどの賃金水準が高い国では、育児サービスと出産休暇制度の充実を中心とする子育て支援政策が並存した場合に出生率が高くなるという結果になった。スウェーデンなどの北欧諸国では労働市場の gender equity が高く、女性の賃金稼働力が高い。このような国では育児サービスや出産休暇よりも親休暇（育児休暇）の充実重点をおくと出生率があがる。また、イギリスとオランダのような性別賃金格差が大きく、パートタイム労働に就く女性の割合が高い国では、政府の政策介入が少なく労働市場に対する規制が弱い場合でも出生率が高くなる可能性がある。このように社会経済システムと子育て支援が互いに補完的で整合性が高い場合には出生率が上昇するので、日本においても社会経済システムと整合性の高い子育て支援をすべきであると福田は述べている。しかし、日本がどのような社会経済システムに属し、それゆえどのような政策が望ましいかという点については、この研究

⁶ 福田 (2003), 23 ページ。